

第4項 ごみの適正処理を進める

(1) ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。可燃ごみは、生ごみ、ゴム、革製品、プラスチック製品、汚れの落ちない容器包装プラスチックや再生利用できない紙類など焼却できるごみのことで、週2回収集しています。不燃ごみは陶器類、ガラス、金属類、30cm角未満の小型家電製品（資源回収を行っている9品目を除く）などの焼却に適さないごみのことで、月2回収集しています。可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、透明度の高い袋で出すこともできます。

小規模の事業所、商店などから出される事業系の可燃・不燃ごみは、有料ごみ処理券を貼って出すこともできます。

粗大ごみは、家庭から出る概ね30cm角以上の家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に「収集」または「持ち込み」を選択して申し込み、指定された日に、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼って「出す」または「持ち込む」ことになっています。

○収集場所と回数等

平成25年4月1日現在

種別	回数	収集場所	出す時刻
可燃ごみ	週2回	30,681か所 (集積所・戸別収集・戸別訪問収集計)	決められた日の朝8時までに集積所へ出す。
不燃ごみ	月2回		
粗大ごみ (収集)	—	各戸収集(申込制)	当日の朝8時までに自宅前に出す。
粗大ごみ (持ち込み)	—	練馬区資源循環センター (申込制・持ち込み)	当日の指定された時間内に持ち込む。

*収集できないもの

- ・有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの
- ・処理施設の管理または処理作業に支障をきたすおそれのあるもの

平成13年4月に施行された「家電リサイクル法」により、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうことになっています。平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭系パソコンについても、パソコンメーカー等が受付窓口を設置し、リサイクルを実施しています。なお、リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必要がありますが、平成15年10月1日以降に販売されたパソコンで、パソコン3R推進協会の定めた「PCリサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

(2) 高齢者等へのサービス（戸別訪問収集）

65 歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの方の世帯のうち、ごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、玄関先などに収集に伺います。また、災害時には対象者の安否確認を行います。平成 24 年度は、1,065 世帯で収集を行っています。

(3) 見守りサービス

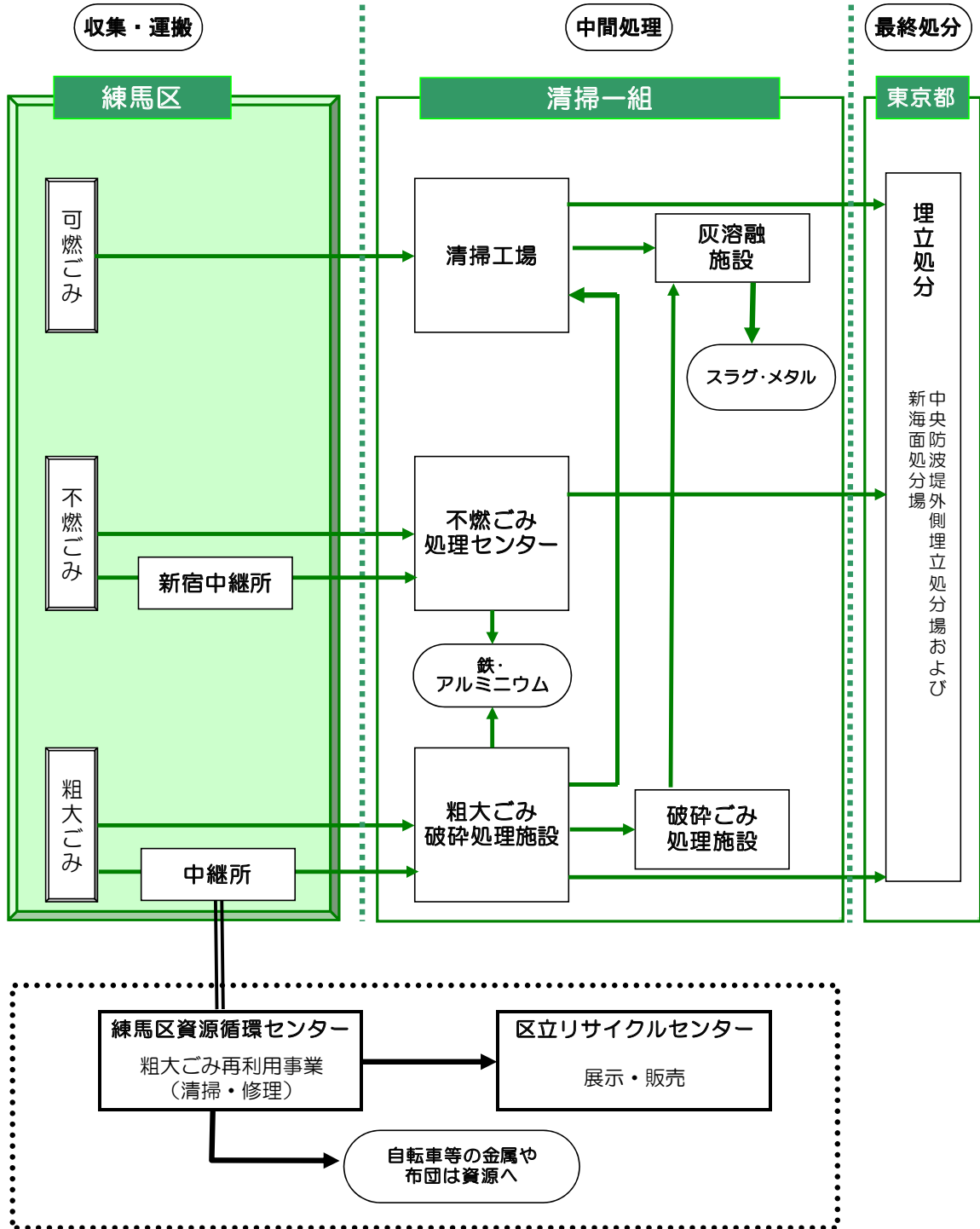
戸別訪問収集を利用している高齢者が 1 週間以上ごみを出さなかった場合に、清掃事務所から在宅介護支援センターに連絡し、センター職員が電話や訪問をすることにより、状況を確認する「見守りサービス」を実施しています。対象は戸別訪問収集を利用している 65 歳以上の方のうち、ホームヘルパーなどによる援助を受けておらず、「見守りサービス」を希望する方です。

(4) ごみの処理

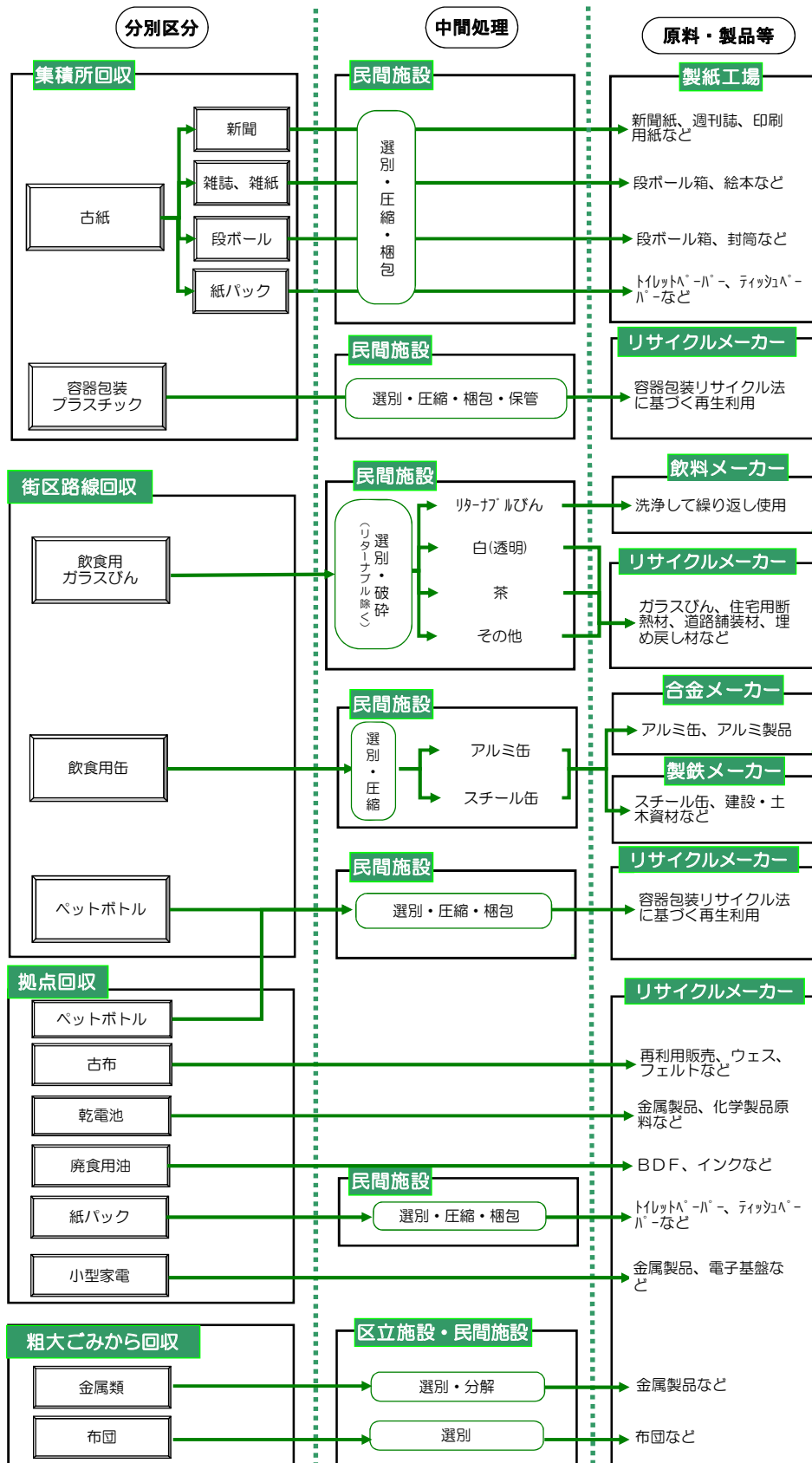
可燃ごみは、清掃工場で焼却処理しています。不燃ごみは、不燃ごみ処理センターで破碎・選別し、鉄分・アルミ分を回収後に埋立処分しています。なお、一部は清掃工場で焼却処理しています。粗大ごみは可燃系と不燃系に分別し、粗大ごみ破碎処理施設で破碎した上で、鉄分・アルミを回収後に、可燃系は清掃工場で焼却し、不燃系は埋立処分しています。

焼却灰は平成 14 年 12 月から灰溶融処理施設でスラグにし、生成したスラグを土木資材として有効利用しています。

【練馬区のごみの流れ図】



【練馬区の資源の流れ図】



(5) し尿の処理と浄化槽

区内における下水道の普及率は、ほぼ 100%に達していますが、平成 25 年 3 月 31 日現在 143 戸のくみ取り式の便所があります。

また、浄化槽については、平成 25 年 3 月 31 日現在 426 基の設置があります。

(6) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分業の 2 つに区分されます。

○練馬区での一般廃棄物収集運搬・処分業の許可件数

(単位：件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収集運搬業	288	273	273	275	277
処分業	0	0	0	0	0

(7) 犬猫等の死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体については、25 kg 未満であれば清掃事務所で処理しています。平成 24 年度の処理件数は 1,663 件でした。なお、道路上の動物死体については、都区道上は清掃事務所が、それ以外は原則として各道路管理者が、それぞれ引き取って処理しています。

(8) 集積所の適正管理

区民の方々が集積所を清潔に管理できるように、資源・ごみの排出指導や防鳥用ネット、立体型防鳥用ネットの貸し出しを行っています。清掃事務所まで取りに来られない方には、宅配サービスも行っています。平成 24 年度の貸出枚数は、2,396 枚でした。

また、集積所の廃止や分散などの相談にも応じています。

(9) 有料ごみ処理券

お店や事業所・会社などの事業活動に伴って出るごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし、小規模の事業者などで自分で処理することが困難な場合には、区が行う収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は、表示のあるお店、区内コンビニエンスストア、スーパーマーケット、清掃事務所および区役所清掃リサイクル課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と値段は表のとおりです。平成 24 年度の販売実績は、759,201 枚、168,488,462 円でした。

○有料ごみ処理券の種類と価格

種 類	セット枚数	販売価格 (1枚単価)	色
特大・70ℓ相当	5枚1セット	2,135円 (427円)	緑系
大・45ℓ相当	10枚1セット	2,740円 (274円)	青系
中・20ℓ相当	10枚1セット	1,220円 (122円)	赤系
小・10ℓ相当	10枚1セット	610円 (61円)	黄系

(10) 有料粗大ごみ処理券

有料粗大ごみ処理券は、1枚200円のA券と1枚300円のB券があります。主な粗大ごみ処理手数料は表のとおりです。平成24年度の粗大ごみ収集個数は、479,869個、持ち込み個数は64,929個でした。品目が多いものとして、布団(76,331個)、箱物家具(63,409個)、いす(30,010個)がありました。

○主な粗大ごみの廃棄物処理手数料とごみ処理券の組み合わせ

収集	持込	電気・ガス・石油器具等	家具・寝具	その他 趣味・生活用品等
300円 B券1枚	200円 A券1枚	○ガステーブル(ガスコンロ) ○小型調理器具(ホットプレートなど) ○電子レンジ ○扇風機 ○除湿機 ○空気清浄機 ○掃除機 ○照明器具	○いす(ソファを除く) ○ふとん ○マットレス(ベッドマットを除く) ○ハンガーラック(高さ1m未満)	○板類一束(鉄板類を除く) ○ゴルフ用具 ○スキー板 ○衣装箱 ○スーツケース ○子供用遊具(ブランコおよび滑り台を除く) ○乳児用具(ベビーベッドを除く) ○パイプ類 ○鏡(姿見) ○自転車(16インチ未満) ○座いす ○ロールカーテン
600円 B券2枚	300円 B券1枚	○オイルヒーター・パネルヒーター ○ウインドファン	○ソファ(1人用) ○パソコンラック ○ハンガーラック(回転式または1m以上)	○ブランコ ○滑り台 ○台車 ○自転車(16インチ以上) ○物干し台(1個)
900円 B券3枚	500円 A券1枚 + B券1枚	○ガスオーブン ○ガスレンジ	○ベッドマット ○机(両そで机を除く) ○ライティングデスク	○サイクリングマシーン(自転車を除く) ○ドラムセット一式
1600円 A券2枚 + B券4枚	800円 A券1枚 + B券2枚		○ソファ(2人用以上) ○ソファベッド	○オルガン ○ランニングマシーン
2200円 A券2枚 + B券6枚	1100円 A券1枚 + B券3枚		○両そで机	

○箱物家具手数料

箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物であっても、高さとの幅の合計により、手数料が5段階に設定されます。

【主な箱物家具の例】

物置、戸棚、食器棚、たんす、押入たんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、げた箱など

【箱物家具の料金表】

300 円	幅と高さの合計が 135cm 以下のもの
600 円	幅と高さの合計が 135cm を超え 180cm 以下のもの
900 円	幅と高さの合計が 180cm を超え 270cm 以下のもの
1,600 円	幅と高さの合計が 270cm を超え 360cm 未満のもの
2,200 円	幅と高さの合計が 360cm 以上のもの

